

# 6月 土居隣保館カレンダー



日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3 入0-170ピ ック 10:00~	4	5
6	7	8	9	10 入0-170ピ ック 10:00~	11	12
13	14	15	16 土居地域 6年生交流会	17 入0-170ピ ック 10:00~	18	19
20 	21	22 3B体操教室 10:00~	23	24 入0-170ピ ック 10:00~	25 職業相談 10:00~	26
27	28	29	30	7/1 入0-170ピ ック 10:00~	2	3

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、予定が変更・中止となる場合があります。ご了承ください。

# 土居隣保館便り

## 6月号

発行:土居隣保館 〒799-0703 土居町藤原 5-400-3 TEL/FAX 28-6356

### 館長の気づき

## レポート集から学んだこと

毎年、市の新規採用・転入教職員等入職研修会（以下「新転入研」）に共学者として参加させていただいているのですが、現場の推進者の声を直接聴くよい機会と捉えています。昨年度は、行政職員の班に所属し、若い世代の人たちとも意見交換ができました。

年度末に、新転入研レポート集が送られてきました。新しい職場で人権・同和教育を推進している皆さんの研修後の変化を感じ取れる内容に学ぶことが多くありましたし、課題も感じ取れました。私なりに感じたことを述べさせていただきます。

### ○受講者77名中過半数の人がフィールドワークについて書いています

「自分が生まれ育った四国中央市で理不尽な差別が様々なかたちで根深く残っていることを知り、正直驚きました」と感想を述べている人がいました。自分が勤務しているまちの中に、差別が厳存していることを目の当たりにし、知らなかった自分、気づかなかった自分を見つめ直すことで、部落問題を身近に引き寄せることができます。私たちの身近にある具体的な事実を目を向ける（差別の現実から学ぶ）という同和教育の原点がここに 있습니다。フィールドワークがこの研修に欠かせない大きな役割を果たしていると言えます。

### ○就学前の先生は実践してきたこととして、全員「人権教育の心を育てる5つの目標」について書いています

これは昨年度、新型コロナウイルス感染症で、市就学前人権・同和教育研修会の全体会をなくし、各園所ごとに「人権教育の心を育てる5つの目標」について研修会を持ったことが具体的な取組につながったのではないかと思います。

**STOP! コロナ差別 愛顔を守ろう!**

私たちの敵は、「人」ではなく「ウイルス」です。

感染者等への差別・偏見・誹謗中傷は **絶対ダメ!**

インターネット、SNS等での無責任な情報発信はやめましょう!

Citrus Ribbon PROJECT

人権に関する電話相談窓口

愛媛県人権啓発センター  
電話:089-941-8037  
受付時間:平日午前8時30分~午後5時15分

みんなの人権110番  
電話:0570-003-110  
受付時間:平日午前8時30分~午後5時15分

愛媛県/松山地方支庁/愛媛県人権擁護委員会/愛媛県人権啓発活動ネットワーク協議会 私たちはシトラスリボンプロジェクトに賛同しています

うらめん つづ (裏面へ続きます→)

## ○人権・同和教育を推進していくうえでの課題

「H県で生まれ育ってきた自分は、それまで人権・同和教育を学習する機会が少なく…授業で学ぶ以上のことは知らなかった」

「W県では、小学校から高校を通して、人権・同和教育を学んだことはなかった」  
「中予地区出身で、これまで同和問題について触れる機会も少なく、正直なところ自分自身が学校で学習した記憶も残っていない」

「市外出身者で、…まともに人権・同和教育を受けたことがなく、なんら知識がありませんでした」

市や県で人権・同和教育の取組に格差が見られ、ここに書かれているように、人権・同和教育についてほとんど学んでいないという人が少なからずいます。

また、授業を受けてきた人でも、  
「大学の4年間は地元を離れ、人権・同和教育について考える機会がなくなってきた」

「小学校から高校までは、授業等で同和問題について学んだ記憶があります。しかし、それ以降は学ぶ機会がなく…」

とあるように、中学校あるいは高校卒業後に学びの場がないこと、特に大学で人権・同和教育の講座を受講した人がいなかった（講座そのものがないのか？）ことが大きな課題だと思っています。

さらに課題をあげると、  
「同和問題は自分とあまり関係のない遠いところの話であるという感覚があった」  
「私は学生の頃、授業以外で誰かと同和問題について話したことはなく自分事として捉えることができていなかった」

「当時はただ授業の一環として学んでいるに過ぎず、深く学ぼうとはしていませんでした」

などなど、部落差別の問題を遠くの問題、自分に関係のない問題と捉え、当事者意識が持っていない結果となっています。「部落差別解消推進法」が施行されて、5年目を迎えています。ここに提起されている教育課題を解決することが法の具現化につながると考えています。日々子どもたちの教育に携わる教職員の皆さんに期待しています。



## ○研修後、家族等（親、夫、妻、友人）と話し合ったと書いている人が28人いました

研修が身近な人と人権問題・同和問題について話し合うきっかけになっています。学んだことを伝えるという具体的な行動ができています。まずは、身近な人とつながることで学びがより確かなものになるよう継続して取り組むことを願っています。

## ○気になること

「差別と出会ったときに」「子どもたちはいつか差別に出会うかもしれません」「自分が差別事象に遭遇した際に」「差別に直面することはなかったが」「市民から人権問題を投げかけられた時」等の表記が少なからず見られました。

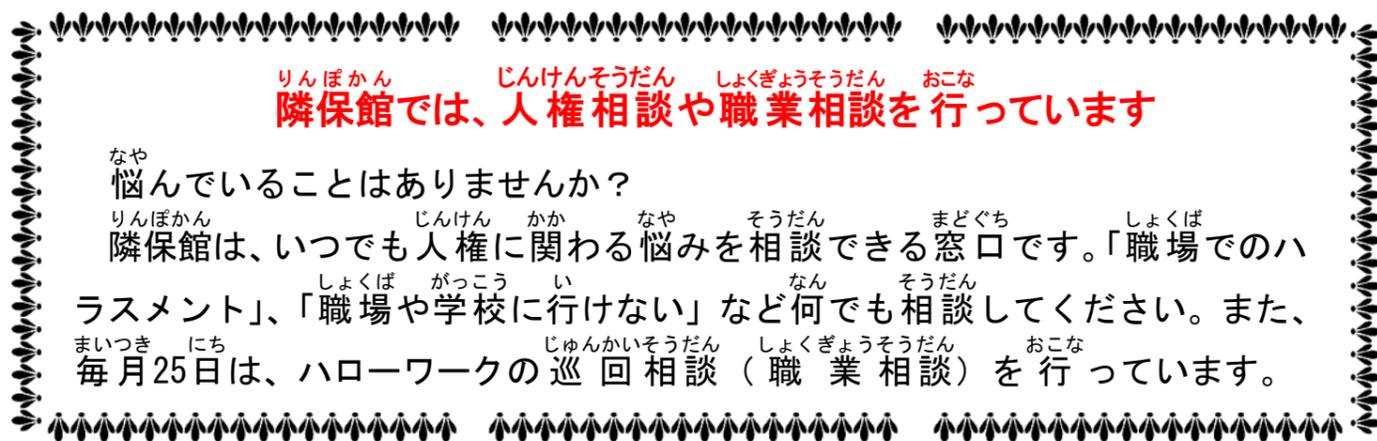
この表現がいけないと言っているのではありません。少し気になるのです。「将来差別に出会った時のために学ぶ」のではなく、「今、身近にある差別に目を向ける」という視点を大切にしてほしいだけです。地域にある具体的な人権課題に気づき、その課題解決に向けて、今、自分にできることをやる。それが「今学ぶ」ということだと思うからです。

## ○レポートを読み終えて

新型コロナウイルス感染症で、この新転入研が持てていなかったら、新転入職員の皆さんの意識はどう変わっていたでしょうか。

昨年度は実施にあたり、コロナウイルス感染症対策で事務局の皆さんは、多くの時間と労力を費やしたと思いますが、最大限の工夫をして取り組んだからこそ多くの成果が得られたと思います。新転入研レポート集で提起された課題は、四国中央市だけで解決できるものではありませんが、四国中央市でできることがあります。改めて、新転入研の果たす役割の重要性を確認することができました。

ど い り ん ぼ かん かん ち ょ う む ら か み せ い て つ  
土居隣保館館長 村上正哲



## りんぼかん じんけんそうだん しょくぎょうそうだん おこな 隣保館では、人権相談や職業相談を行っています

なや  
悩んでいることはありませんか？

りんぼかん じんけん かか なや そうだん まどぐち しょくば  
隣保館は、いつでも人権に関わる悩みを相談できる窓口です。「職場でのハラスメント」、「職場や学校に行けない」など何でも相談してください。また、毎月25日は、ハローワークの巡回相談（職業相談）を行っています。

